



社労士 AI 通信

あがわといしぜきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真 ～ スイスアルプス】

ヨーロッパの中央に位置するドイツは周囲をぐるりと他国に囲まれており、時計回りに一番上からデンマーク、ポーランド、チェコ、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、ベルギー、オランダと、実に9つの国と隣接しています。新年最初の風景は隣接国の一つであるスイスのアルプスよりお届けします。フランクフルトから約400km、車で7時間ほど。ひたすら直線の高速道路を南下し続け、気が遠くなりかけた頃、ようやく山が見えてきます。ちなみに地図で見ると大きく感じるドイツですが、国の面積は若干日本の方が大きいことをご存じでしょうか。人口数も日本の方が断然上！このことをドイツ人に言うと大抵驚かれます(笑)

【今月のトピックス】

- 今月の写真～スイスアルプス
- 平成26年4月から産前産後休業中の保険料免除が始まります
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のためのお仕事カレンダー
- セミナー情報



平成26年4月から 産前産後休業中の保険料免除が始まります

現在、育児休業中の社会保険料は免除されていますが、産前産後休業期間中は免除されていませんでした。このたびの改正により、平成26年4月から産前産後休業期間中についても社会保険料が免除されることとなります。

＜産前産後休業期間中の保険料免除対象者＞

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方

＜保険料免除期間＞

産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）まで。
免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

＜参考＞ (URLは短縮しています)

*厚労省リーフレット <http://goo.gl/tnvVpF>

*日本年金機構 <http://goo.gl/8lQ33c>

平成26年4月から
**産前産後休業期間中の
保険料免除が始まります**

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

- 産前産後休業期間中の保険料免除
 - ※平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)が対象となります。
 - ・産前産後休業期間中(産前42日(参加期間の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労働に従事しなかった期間)の保険料が免除されます。
 - 【手続き】
 - ・事業主の方は「産前産後休業取得書申請書」を提出する必要があります。
 - ・詳しくは、裏面をご確認ください。
- 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定
 - ※平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。
 - ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヵ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。
 - 【手続き】
 - ・被保険者の方は(事業主経由)は「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出する必要があります。
 - ※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続き育児休業を開始した場合は提出できません。
- 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了
 - ・3歳未満の子の保育期間に係る標準報酬月額の特例措置(年金部分計額時に、下記の月の標準報酬月額を育児期間中の標準報酬月額とみなす)は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。
 - (「育児期間中標準報酬月額特例措置」の提出は不要です)

【イメージ】

・例は経年(1)は、標準報酬月額を示しています。
・例は経年(2)は、年金部分計額を示しています。

標準報酬月額	保険料月額	標準報酬月額(1)	標準報酬月額(2)	産前産後休業期間(2)	産前産後休業期間(1)
100,000	10,000	100,000	100,000	100,000	100,000

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 Japan Pension Service

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラの AI 子 (アイコ) に手を焼く先輩 U 子 (ユウコ)。今月は何が! ?



第21回：労働審判 (労働審判法)

社 長：「U子さん、ちょっといいかな。すぐに社長室に来てくれたまえ」
先 輩 U 子：「はっはい! ただいま!!」(1 時間後)
先 輩 U 子：(1 時間後)「ただいま～。くっそ、N太のやつ～! 許せないわ～!!」
お 気 楽 AI 子：「どうしたんですかぁ?」
先 輩 U 子：「あいつ、弁護士とおして会社に『解雇無効』と『未払い残業請求』の労働審判を申し立ててきたらしいわ。おとなしく辞めていったと思ったらこんなことしてくるなんて～」
お 気 楽 AI 子：「え、マジィ? それってなんかヤバそ～! だからあの時マズイっていったのに～」
同 僚 E 男：「あ～あ、これで給料 1 年分くらいはN太に持ってかれちゃうね～。おれらが必死になって稼いだお金を使えない辞めた人間に払う会社ってどうなのよ? やる気なくなるよな～」
お 気 楽 AI 子：「えっなに 1 年分の給料って! ?」
同 僚 E 男：「労働審判の申し立てされたらまず会社は勝てないよね～。裁判になったらもっと無理。恐らく解決金ってことで会社が半年から 1 年分くらいのお金払って終わらせるんじゃないかなあ」
お 気 楽 AI 子：「うっそお! あんなにつかえないN太でもそんなに簡単にお金もらえる方法あるなら教えて♪」
先 輩 U 子、同 僚 E 男：「あるわけないだろ、お前も働け～!!」

平成 18 年 4 月から始まった労働審判制度。労働に関する労使間のトラブルに限って、原則 3 回以内 (8 割が 2 回以内で終了しています) の期日で解決をめざす、労働紛争解決制度です。裁判になると短くても 1 年くらいかかりますから、3 回以内でしかも法廷と同じ効力をもつ、また弁護士を立てなくても個人でできる (実際には準備書面の作成などは裁判と同様の記載方法が義務づけられているので素人には難しいですが、やってやれないことはないです)、ということもあって、インターネットをつうじて労働者にあつという間に広まり、導入初年度は 1100 件あまりだったのが、平成 23 年度は 3500 件強、と 3 倍以上に増えました。
ある日突然、通知が来て、概ね 40 日以内に第 1 回めの期日が訪れます。そんな短い期間に、弁護士を探し、証拠集めをして、書類作成して、期日に臨む…経営者の方におおいに不利になることは簡単に予想がつきます。それであれば、今のうちから「会社を守る就業規則」を作成し、会社を悪質な労働者から守るための手段を講じておくのが一番ではないでしょうか?



コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設? されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい!」と思った日本全国のおもしろスポットについてご案内いたします。

第21回：東神社 (とうじんしゃ 東京都練馬区)

練馬区民でも知らない人が多いのですが、金融関係に霊験あらたかといわれるこの神社。むしろ日本全国からこのご利益を聞きつけて、訪れる人が多いみたいです。そんな東神社は、練馬駅南口を出て、千川通りを渡って飲み屋街を抜けて 5 分くらいの閑静な場所にあります。ここでぜひ、やっていただきたいのが「お水取り」!! なんと、当神社には境内のど真ん中に『開運出世金融祈願』の石塔があり、頭部から天明神水がこんこんと流れています。地元の人はこのお水を飲料用にポリバケツいっぱい汲んでいきますが、今回はもっと効果のある方法を特別にお教えいたしましょう! まず、社務所で『天明水招神寿福』のお守りを買ってください。そのお守りをビニールから取り出し、水が湧き出ている石塔の上に掲げられている「患方」の方角からそのお守りを水でびしょびしょに濡らしてしましましょう! したたるくらいまで濡らした後は、もとおりに折りたたんでビニール袋にしまい、濡れたままお財布に入れるだけ!

このお水にはじつは神様が宿っているので、濡れているお守りによってお財布の中が神様で満ち、同時にお金も満たされるそうです。いつの間にかお守りが乾き、それに気がついた時には次のステージが上がっているとのこと。わたしもふと気がつくとお守りが乾いているので、そのたびにお守りを濡らしに行ってます。たしかに、最初にお守りを買った時に比べると自分自身、数段ステージが上がってるんですね。濡れたお守りをお財布に入れるので、かなりの確率でお財布が濡れてシミが残るのは、神様が住みついた証拠らしいです (苦笑)



人事労務ご担当者のための
2月のお仕事カレンダー

日付	2月の業務内容
2月10日(月)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考:電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw (URLを短縮しています)
2月10日(月)	1月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考:国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
2月14日(金)	継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第3期分) ※口座振替を利用する場合 参考:労働保険料の申告納付 http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm
2月17日(月)	確定申告受付開始(～3月17日締め切り) 参考:国税庁「平成25年分確定申告特集」 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm
2月28日(金)	1月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考:日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
2月28日(金)	じん肺健康管理実施状況報告書提出 記入様式:厚労省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_08.pdf

《今月の確認事項》

今年もインフルエンザが大流行しています。手洗い・うがいの徹底やマスク等で感染を防ぐと共に、インフルエンザやノロウイルスなどに感染した社員への対応を考えておきましょう。

【いしげきのセミナー情報】☆2月開催予定☆

★フィルムメソッドビジネス～映画館が学校！映像が先生！ビジネス書が教科書！そんなコンセプトの世界初の朝活＋ビジネス交流会～石関が有楽町マリオンを借り切って、オーガナイザーを務めます！

日 程：2月5日(水) 午前7時30分～午前9時00分

場 所：有楽町マリオン9F

会 費：2,000円(1日会員)

★レインボータウンFM番組「東京レディオステーション」で石関がゲスト生出演させていただきます！

日 程：2月12日(水) 午後2時～

お時間のある方は、ぜひ聴いてみてくださいね！ご感想もお待ちしております！！

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバー(第1号～20号)をご希望の方は、下記、アドレスまで遠慮なくご連絡ください。労務についてのご相談もお待ちしております！

いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エーアイ) 通信・新年号」はお楽しみいただけましたでしょうか。1月もあっという間でしたが、2月からは、旧暦上でも新しい年が始まります。十干十二支でいうと甲午、九星気学でいえば四緑木星の今年は、いずれにしても発展・躍動の1年になりそうですね。

「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！

社労士 AI 通信編集 阿河 敬子
特定社会保険労務士 休業中
2012年12月よりドイツ フランクフルト在住

